

# 『へき地教育研究』編集発行要領

## 【目 的】

- 第1条 「へき地教育研究」(以下「へき研紀要」という)は、北海道教育大学(以下「本学」という)のへき地教育・小規模校教育に係る理論的・実践的研究・調査の成果を掲載し、へき地・小規模校教育研究の蓄積を図るとともに、へき地・小規模校教育研究の全国的な発展に貢献することを目的とする。あわせて本学へき地・小規模校教育研究センターの当該年度の研究活動報告等を行う。
- 2 へき研紀要是、日本教育大学協会へき地・小規模校教育部門(以下「教大協部門」という)の会員に投稿を認めており、全国の教大協部門会員のへき地・小規模校教育研究の蓄積と交流を図ることを目的とする。
- 3 掲載された論文は、原則として電子化し、本学センターウェブサイト等のコンピュータ・ネットワーク上に公開し、広く読者の研究・教育等のために活用できるようにする。ただし、紀要に投稿しようとする者(以下「著者」という)は、特別な理由がある場合に限ってコンピュータ・ネットワーク上での公開を拒否することができる。

## 【発行の時期】

第2条 へき研紀要の発行は、年1回、1月末を原則とする。

## 【へき研紀要編集委員会】

- 第3条 へき研紀要を編集するために、センター員で構成するへき研紀要編集委員会(以下「編集委員会」という)を置く。
- 2 編集委員会は、第1条の目的にそって編集方針を協議し、受理した原稿の採否を審議する。
- 3 編集委員会は、原稿記載上の注意事項、投稿にあたっての留意事項、及び印刷の体裁、その他編集上必要なことを決定する。
- 4 編集委員会は、特別プロジェクト研究の報告書についての編集も行う。

## 【投稿者および投稿手続き】

- 第4条 へき研紀要に投稿できるファーストオーサーは、本学教員、教大協部門会員及び本学教員から推薦を受けて編集委員会が適当と認めた者とする。
- 2 単著またはファーストオーサーとしての投稿件数は、1件とする。ただし、依頼原稿は除く。
- 3 著者は、4月末までに題目を本学へき地・小規模校教育研究センター事務室に提出するものとする。
- 4 著者は、編集発行要領および「執筆について」にしたがい、6月末までに完成原稿を編集委員会へ提出する。

## 【投稿原稿】

- 第5条 投稿原稿は、へき地・小規模校教育に係る研究論文(学術論文としての規模を有するもの)、研究ノート、その他研究活動に関するものとする。
- 2 研究論文、研究ノートは、次の3つの領域に属するものとし、①②③の各領域の関連については例示を参考にすものとする。
- ① へき地・小規模校教育に関する基礎的・理論的研究
- ② へき地・小規模校教育に関する実践研究(実践報告を含む)
- ③ へき地・小規模校教育に関わる地域教育研究

### 《テーマの例示》

- ◇学習指導・複式指導・少人数学級経営・生徒指導に関する領域
- ・へき地・小規模校の社会性を伸ばす学級経営
  - ・へき地・小規模校の複式学習指導
  - ・へき地・小規模校の生徒指導
  - ・へき地・小規模校の教科教育内容
  - ・へき地・小規模校の少人数指導・特別支援教育
  - ・へき地・小規模校のICTを活かした教育活動
- ◇学校運営・地域連携に関する領域
- ・へき地・小規模校の学校運営
  - ・へき地・小規模校の学校-地域連携活動
  - ・へき地・小規模校の体力向上を目指した活動
- ◇特別活動に関する領域
- ・へき地・小規模校の特色ある教育活動

◇その他（へき地・小規模校教育関連分野で編集委員会が認めたもの）

3 投稿原稿は、未発表のもので、かつ内容がオリジナルなものであることとする。ただし、既に口頭発表されているものであっても差し支えない。

4 原稿の枚数は、原則として1篇につき400字原稿用紙（横書き）100枚以内とし、刷り上がり頁数（図・表・写真を含む）は、20頁以内とする。

なお、1頁は、2段組・25字×47行（2,350字）とする。

#### 【校 正】

第6条 校正は、原則として2校まで著者が行うものとし、校正中の原稿の改変・追加は認めない。

2 著者は、受領した校正刷を10日以内に各校の編集委員を経て、編集委員会に返送するものとする。

#### 【別 刷】

第7条 論文別刷は、50部までを無償とし、これを越える部数（50部単位）は、著者の負担とする。

#### 附 則

この編集発行要領は、平成20年9月29日から施行する。

附 則（平成27年5月24日第2、第5の2改正）

この編集発行要領は、平成27年5月24日から施行する。

附 則（平成30年6月15日第1の1、第4の3改正）

この編集発行要領は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（平成31年3月7日第1、第1の2、第1の3、第4、第5の2改正）

この編集発行要領は、平成31年3月7日から施行する。